

「縫いぐるみ」商品形態・不正競争行為損害賠償請求事件：東京地裁平成20(ワ)36935・平成22年11月4日（民47部）判決〈棄却〉➡C1-40

【キーワード】

不競法2条1項3号，商品形態の模倣，善意無重過失

【事案の概要】

本件は，別紙原告商品目録記載の商品（以下「原告商品」という。）を製造している原告ベストエバー及び同商品を販売している原告ベストエバージャパンが，別紙被告商品目録記載の商品（以下「被告商品」という。）は原告商品の形態を模倣したものであり，被告らが被告商品を販売した行為は不正競争防止法2条1項3号の不正競争に該当すると主張して，被告らに対し，不正競争防止法4条に基づき，損害賠償として，原告らにそれぞれ400万円及びこれに対する不正競争の後である平成20年12月28日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を連帯して支払うよう求めた事案である。

1 争いのない事実等

(1) 当事者

原告ベストエバーは，玩具類の製造，販売業及び輸出入業等を目的として，大韓民国（以下「韓国」という。）で設立された会社である（甲1）。

原告ベストエバージャパンは，動物，人形等のぬいぐるみの販売及び輸入等を目的とする会社である（甲2）。

被告株式会社トーソー（以下「被告トーソー」という。）は，インテリア用品の製造，販売等を目的とする会社である。

被告株式会社平成化成（以下「被告平成化成」という。）は，インテリア用品の加工販売等を目的とする会社である。

(2) 原告商品の製造，販売

原告ベストエバーは，原告ベストエバージャパンに対し，原告ベストエバーが製造した商品を日本国内において独占的に販売する権利を許諾している。原告ベストエバージャパンは，上記許諾に基づき，平成16年8月ころから，日本国内において，原告ベストエバーが製造した原告商品の販売を開始した（甲20の1・2，弁論の全趣旨）。

(3) 被告商品の製造，販売

被告商品は，中華人民共和国（以下「中国」という。）に所在する会社である上海徐徑紅三角長毛絨玩具廠（以下「紅三角」という。）が製造した商品である（なお，被告商品の形態を企画した者が誰であるかについては，後

記3(1)のとおり当事者間に争いがある。)。

被告トソーは、平成18年4月ころ、紅三角から被告商品を購入し、同商品を日本に輸入した。被告トソーは、被告商品を被告平成化成に販売し、被告平成化成は、同商品を株式会社しまむら(以下「しまむら」という。)に販売した。

2 争点

- (1) 被告らは、原告商品の形態を模倣して被告商品の形態を企画し、紅三角に被告商品を製造させたか(争点1)。
- (2) 原告商品の形態は、同商品の機能を確保するために不可欠なものか(争点2)。
- (3) 被告らは、被告商品が原告商品を模倣したものであることにつき善意かつ無重過失であったか(争点3)。
- (4) 原告らの損害(争点4)

【判 断】

1 認定事実

- (1) 前記争いのない事実等並びに証拠(甲3ないし5, 甲6, 7の各1ないし6, 甲8の1ないし8, 甲9ないし12, 14, 17, 19, 甲20の1・2, 甲21, 甲22の1・2, 甲25, 33, 乙1, 3, 4, 6, 8, 丙1, 丙2の1ないし6, 丙3ないし5, 証人A, 同B)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 原告商品の販売及び宣伝の状況

(ア) 原告ベストエバーは、玩具類の製造、販売、輸出入等を業とする韓国法人であり、同社の製造した玩具等の商品を、アメリカ、フランス、オーストラリア、香港、韓国及び日本などにおいて販売している。

原告ベストエバーは、原告ベストエバーから日本における同社の商品の独占的販売権を許諾されており、原告ベストエバーが製造した商品を、株式会社三越の恵比寿店、株式会社高島屋、仙台ロフトなどの百貨店等に納入して販売している。

(イ) 原告ベストエバーは、筒状の胴体と犬の頭部とを備え、胴体部分に携帯電話や眼鏡等を入れることのできる形態の商品(小物入れ)を開発し、これを「Petite Holder」と名づけて、平成15年度から、同商品(プチホルダー商品)の販売を開始した。

プチホルダー商品は、頭部分の犬の種類は様々なものがあるものの、いずれも、胴体部が円筒状で、その背面側の上端で頭顔部が連結され、胴体部の上端に円を囲む形で前足があり、上端の正面で前足の先端を合わせて

おり、胴体部の正面から見て下側に後足が付いているなどの形態は、各商品に共通している。

(ウ) 原告ベストエバージャパンは、東京において平成15年9月2日から同月5日まで開催された東京ギフトショーに、プチホルダー商品を含む生活雑貨等を出展し、プチホルダー商品は、同ショー開催中に行われたホームファッショングッズコンテストにおいて、審査員特別賞を受賞した。なお、東京ギフトショーの出展社数は2250社であり、来場者数は19万人を超え、約30万点のギフト商品が展示された。また、同ショー開催中の各種コンテストにおいて受賞の対象となった商品の数は、プチホルダー商品を含めて19点であった。

東京ギフトショーの開催中の状況のほか、原告ベストエバージャパンがプチホルダー商品について審査員特別賞を受賞したことは、業界誌である月刊「Personal Gift」平成15年10月号に掲載され、受賞作品として、原告商品を含むプチホルダー商品6点の写真が掲載された（なお、この時点では、原告商品は、原告ベストエバーにおいて開発中であったものであり、日本では販売されていなかった。）。

(エ) 原告ベストエバージャパンは、平成16年8月ころから、日本における原告商品の販売を開始した。原告商品の形態は、別紙商品形態表の「原告商品」欄記載のとおりである。

原告ベストエバージャパンは、同社が毎年発行している同社の商品カタログの平成17年度版（甲20の1・2）及び平成18年度版（甲12）に、他の犬種のプチホルダー商品7点とともに原告商品の写真を掲載したほか、同社のウェブサイト（甲19）に、原告ベストエバージャパンの販売している他の商品の写真とともに原告商品の写真を掲載するなどした。

原告ベストエバージャパンが現在までに販売した原告商品の個数は、330個である（甲25）。また、その売上高は、19万0487円である。

イ 被告商品の製造及び販売

(ア) 被告トーソーは、インテリア用品の製造、販売等を業とする会社であり、被告平成化成は、ウレタン加工及び商品の仕入れ販売等を業とする会社である。

被告平成化成は、主に被告トーソーから商品を仕入れ、仕入れた商品の大半をしまむらに販売している。被告平成化成と被告トーソー及びしまむらとの取引は、平成10年ころから行われている。

平成18年当時、上記取引における被告トーソー側の担当者はAであり、被告平成化成側の担当者はCであった。

(イ) 被告平成化成が、被告トーソーから商品を仕入れて、これをしまむら

に販売するまでの取引の流れは、次のとおりである。

まず、被告トーソーから、被告平成化成に対し、商品のサンプルが提案される。被告トーソーは、サンプルの製作を自社で行うのではなく、中国の会社に依頼することが多い。

被告トーソーは、サンプルの製作を依頼する際、被告平成化成の担当者に対し、事前に、どのような形のサンプルを依頼するかについて説明したり、担当者の意見を求めたりすることがある。

被告平成化成は、上記サンプルを検討し、同商品をしまむらが購入する見込みがあると考え、同サンプルをしまむらの担当者（バイヤー）に示して、商談をする。

被告平成化成の担当者としまむらのバイヤーとの間で、同商品をしまむらが購入する旨の商談が成立すれば、被告平成化成は、被告トーソーに対し、同商品を発注する。なお、しまむらにおいて販売実績のない形状、素材の商品を発注する場合は、実験販売の形、すなわち、千数百店に上るしまむらの全店舗で当該商品を販売するのではなく、売上げ上位又は下位の百店舗ほどで実験的に販売し、売行きの様子を見た上で、売上げが良ければ本格的に採用する（多数の店舗で販売することができるよう多数の商品を発注する。）という方法をとることが多い。

被告トーソーは、上記サンプルを製造した会社に対し、同商品を発注する。商品が製造されると、被告トーソーは、被告平成化成に商品を納品し、被告平成化成は、同商品をしまむらに納品する。

(ウ) 被告トーソーは、平成18年の初めころ、同社で企画している、「ワンワンランドシリーズ」という、主に犬のぬいぐるみとクッション等の室内用品とを組み合わせた商品の企画の延長として、背当てクッション、ティッシュボックスカバー、ペーパーホルダー、小物シリーズなどを企画した。被告トーソーは、上記企画を立てるに当たって、同社の利用しているデザイナーであるアトリエ裕に依頼した。

上記企画書（乙1）は、平成18年2月20日ころに完成し、被告トーソーは、紅三角に対し、上記背当てクッションなどのサンプルの製作を依頼した。

(エ) Aは、同年3月ころ、上記サンプルを確認するため、中国にある紅三角を訪れた。Aは、その際、紅三角のデザイナーから、同工場において製造されているスヌーピーの小物入れを見せられたことから、同小物入れを参考にして、それと同じような動物（犬、熊等の動物）の小物入れができないかと考え、紅三角に対し、上記小物入れのサンプルの製作を依頼した。なお、Aは、上記依頼の際、紅三角に対し、サンプルの形状の大きな要

望を伝えただけで、具体的なデザインや形状等については特に指図せず、細かい点については紅三角に一任した。

(オ) 被告トーソーは、同年3月ころ、紅三角から本件サンプル(熊、ハスキー犬、柴犬及びプードル犬の4種類。それぞれ、大・小の2種類のサイズがある)を受け取り、これをCに見せた。Cは、本件サンプルをしまむらのバイヤーに見せて交渉した結果、しまむらにおいて、とりあえず実験販売の形で、同社の約百店舗で本件サンプルの各種類を1個ずつ試験的に販売することとなり、CからAに対し、その旨を連絡した。また、このように実験販売であったことから、紅三角に発注する商品の個数は少量とされ、上記のとおり8種類ある本件サンプルの各種類ごとに336個ずつ発注することとなった。

(カ) 被告トーソーは、同月ころ、本件サンプルと同じ商品の製造を紅三角に発注し、紅三角から、被告商品を含む本件サンプルの8種類の商品を、336個ずつ輸入し、同年4月20日に、これらの商品のすべてが、被告平成化成に納品された。被告商品の形態は、別紙商品形態表の「被告商品」欄記載のとおりである。

被告トーソーは、紅三角に対して上記サンプルの製作を依頼した時点では、原告商品の存在を知らず、被告平成化成も、被告トーソーから被告商品を購入した時点では、原告商品の存在を知らなかった。

被告平成化成は、同月24日から同年6月30日までの間に、しまむらに対し、合計123個の被告商品を納品し、しまむらは、同社の小売店舗において被告商品を販売した。しかしながら、被告商品の売上状況があまり良くなかったため、しまむらにおいて、それ以上に被告商品を購入することはなかった。

(2) 原告らは、被告商品の形態はアトリエ裕と被告らが原告商品の形態を模倣して共同で企画して、紅三角に製造させたものであると主張し、原告ベストエバージャパンの代表者であるDの陳述書(甲46)中には、同主張に沿う部分がある。また、原告らは、上記主張を裏付ける事情として、仕入業者が商品を仕入れる場合には、商品の販売先である卸問屋や小売業者の意向をあらかじめ確認しておくのが当然であり、被告トーソーが独自の判断で商品を企画したり、中国の業者に商品のデザインを一任したりすることは、著しく不自然かつ不合理であって、およそあり得ないこと、原告商品の形態と被告商品の形態は、実質的に同一であること、原告商品は、日本において広範囲で販売され、宣伝等もされていたこと、などを挙げている。

しかしながら、原告らの主張する上記の点、すなわち、被告トーソーが、

紅三角等の製造業者に対してサンプルの製作を依頼する場合、その商品のすべてに関して、卸問屋である被告平成化成や小売業者であるしまむら等の意向を確認した上で、具体的なデザインや形状等を指図して製作させていたとの点については、これを裏付けるに足りる客観的な証拠は存在しない（なお、証拠（甲14、乙1、8、証人A）によれば、被告トーソーが製造業者に商品のサンプルの製作を依頼する際、一部の商品については、乙第1号証のように被告トーソーにおいて商品の形態を具体的に指示して依頼することがあったと認められるが、すべての商品についてこのような取扱いがされていると認めるに足りる証拠はない。）。また、被告トーソーが製造業者に対して依頼するのは、あくまでもサンプルの製作であり、製作個数は少なく、製作費用も少額であって、製作費用については製造業者が負担することからすると（乙8、証人A）、このようなサンプルの制作を依頼するに当たって、被告トーソーが卸問屋や小売業者の意向をあらかじめ確認せず、サンプルの形状の大まかな要望を製造業者に伝えるだけで、具体的な形状のデザインなどについては製造業者に任せることがあったとしても、特段、不自然、不合理であるとはいえない。

他方、原告らの主張する上記の点については、前記認定の原告商品及び被告商品の形態を比較すると、両商品は、胴体部が円筒状で、その背面側の上端で頭顔部が連結され、胴体部の上端に円を囲む形で前足があり、上端の正面で前足の先端を合わせており、胴体部の正面から見て下側に後足が付いていることなど、原告商品を含むプチホルダー商品の特徴的形狀において共通していることが認められることから、被告商品の形態は原告商品の形態を模倣して製作されたものとうかがえなくはない。しかしながら、前記認定のとおり、原告商品を含む原告ベストエバーの製造する商品は、日本以外でも、アメリカ、フランス、オーストラリア、韓国、香港などの諸国においても販売されているため、被告商品を製作した当時、紅三角が原告商品の存在を知っていた可能性も否定することはできない。したがって、上記の事実から直ちに、被告商品の形態を企画したのが紅三角ではなく被告らであると認めることはできないというべきである。

また、原告らの主張する上記の点については、前記(1)のとおり、東京ギフトショーにおいてプチホルダーが審査員特別賞を受賞した際、原告商品は日本国内では販売されていなかったこと、原告商品は平成16年8月から日本国内で販売が開始されたものの、その販売数量は現在までに合計330個、販売金額は合計19万0487円にすぎず、その宣伝、広告も、原告ベストエバージャパンのウェブページや商品カタログに原告商品の写真が他の商品とともに掲載されている程度にとどまることからすると、東京ギフトシ

ョーにおいてプチホルダーが審査員特別賞を受賞し、その事実が業界誌に掲載されたことなどを考慮したとしても、原告商品は、一般に広く認知された商品とは認められないというべきである。これらの事情に照らすと、原告らの主張する上記の販売、宣伝の事実から、被告商品が製造された当時被告らが原告商品の存在を知っていたと認めることはできない。

以上のとおりであるから、甲第46号証中の被告商品の形態の企画者に関する記載はその裏付けを欠くものであって採用することができず、他に、被告らが被告商品の形態を企画したとの原告らの主張事実を認めるに足る証拠はない。

2 争点1（被告商品の形態は、被告らが原告商品の形態を模倣して企画したものか）

前記認定に係る事実によれば、被告商品の形態は、被告らが共同で企画したものであるとは認められず、かえって、同商品の形態は、紅三角においてデザインをしたものであると認められる。

したがって、被告商品が原告商品の形態を模倣した商品であるか否かについて判断するまでもなく、争点1に関する原告らの主張は理由がない。

3 争点3（被告らの善意無重過失の有無）について

仮に、被告商品が、紅三角において、原告商品の形態を模倣して製造されたものであったとしても、前記認定のとおり、被告らは、被告商品を購入した当時は原告商品の存在を知らなかったものと認められる。

また、インテリア用品の仕入れ業者である被告トーソー及び商品の仕入れ販売業者である被告平成化成が1年間に取引扱う商品の数は相当な数に及ぶことがうかがわれること、前記認定のとおり、原告商品は、その販売数量及び販売金額はわずかであり、その宣伝、広告の方法に鑑みても、一般に広く認知された商品とは認められないことに照らすと、被告らは、被告商品を購入するに当たり、取引上要求される通常の注意を払ったとしても、原告商品の存在を知り、被告商品が原告商品の形態を模倣した事実を認識することは困難であったというべきである。

したがって、仮に、被告商品が原告商品の形態を模倣して製造されたものであったとしても、被告らは、被告商品の購入時にそれが原告商品の形態を模倣したものであることを知らず、かつ、知らなかったことにつき重大な過失はなかったものと認められる。

4 よって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

この事案は、被告が小売店のS社ではなく、輸入業者のT社と卸業者のH社の違いはあっても、2人の原告と保護対象のぬいぐるみは同一であるから、すでに紹介しているC1-40を参照されたい。本件は、小売店を対象とした事件判決がなされた後に、こんどは中国のメーカーに発注した輸入業者とこれを小売店に販売する卸売業者とであった。また、当該ぬいぐるみをメーカーに発注する際に、T社はぬいぐるみのデザインを特定せず、そのデザインは専らメーカーに一任したから、メーカーが何を見て製作したのかは注文者のT社には不明であったという。

ということは、原告らは、被告T社が中国メーカーの紅三角等に「サンプル」の製作を依頼する場合、卸問屋や小売業者の意向を確認した上で、具体的なデザインを指図して製作させると主張したが、これを裏付ける客観的な証拠（証人調べもした）はない、と裁判所は認定した。そして、サンプルの形状の大きな要望を製造業者に伝えるだけで、具体的な形状のデザインはメーカーに任せることがあったとしても、それは特段、不自然、不合理であるとはいえないと裁判所は説示している。しかし、これには疑問がある。

このメーカーへの注文は、個数の少ないサンプルの製作依頼であり、その製作費用はメーカーが負担するというのであれば、中国のメーカーとしては注文主の具体的な意向を確実に承知した上で着手するというが、リスクを小さくするための営業上の常識というものだろう。したがって、メーカーが、原告らが製造販売していた縫いぐるみを不注意にも知らなかったとか、被告からサンプルとして提供されたことはなかったとか反論していたとしても、それは中国側での問題としてすまされてしまうことになる。

なお、証人調べもなされたが、この証人は被告側の者であったであろう。

〔牛木 理一〕

原告商品目録



正面図



側面図（正面に向かい右）



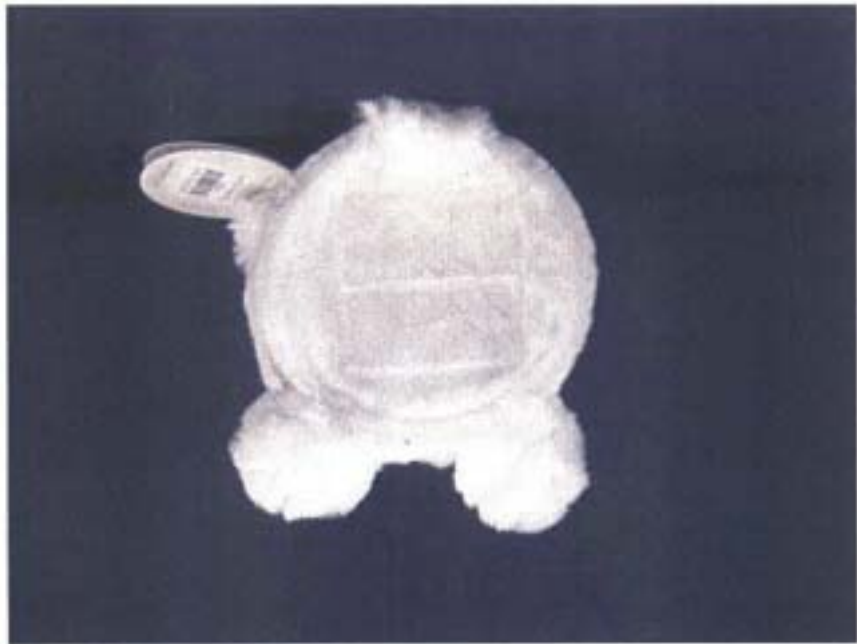
側面図（正面に向かい左）



背面図



上面图



底面图

被告商品目録



正面図



側面図（正面に向かい右）



側面図（正面に向かい左）



背面図



上面图



底面图